



学校生活で守るべきこと

1. 授業について

「授業中は静粛に」

学校生活は授業が中心です。授業に参加することが、進級・卒業していくことの第一条件です。また、授業中の私語など、他の生徒の邪魔になる行為は慎まねばなりません。携帯電話等は電源を切っておくか、少なくともマナーモードにしておきましょう。悪質な場合は特別指導の対象となります。

2. 暴力、暴言について

「暴力をふるったり、暴言を発したりしてはいけません」

誰でも安心して平穏な社会生活を送る権利があります。それは学校でも全く同じです。教師に対する暴力、生徒同士の暴力などあらゆる暴力に対して容認しません。暴力とは、言葉の暴力（暴言）も含みます。

暴力行為に対しては、退学を含む厳しい特別指導の対象となります。

3. 喫煙について

未成年の喫煙は法律で禁止されています。成人者であっても、校内・敷地内での喫煙および喫煙具所持はもちろん、登下校途中や校門前等でも禁止です。また、喫煙者との同席も喫煙とみなします。これらが見つかった場合は、保護者同伴で学校長から注意を受け、特別指導となります。

4. 車両等での通学について

徒歩・自転車以外の通学は禁止です。違反した場合は特別指導の対象となります。

また下校した後に学校周辺に原動機付自転車、自動二輪および自動車で来た場合にも同様に特別指導の対象となります。

5. 上履きの使用について

校舎内では指定された上履きを必ず使用してください。靴箱に鍵をかけて管理し、土足で校舎内を歩いてはいけません。随時、上履き検査を行います。繰り返し注意を受けても改善されない場合は、特別指導の対象となります。

6. 盗難防止について

生徒は各自の所持品に細心の注意をして下さい。多額の現金や高価なもの、不要なものは学校に持って来ないようにしましょう。所持品については、とくに以下のことに気を付けるようにして下さい。

- ・所持品には記名すること。
- ・他人の忘れ物を発見した場合は、職員室に届けること。
- ・貴重品は常時、身につけているか、もしくは担任に預けること。
- ・ロッカー、靴箱、自転車には各自で鍵をかけること。
- ・万一盗難が発生した場合は、すぐに担任に届けること。
- ・教室移動や行事等でHR教室を離れるときは、荷物を鍵のかかるロッカーに保管すること。または、移動場所まで持っていき、自分の手元に置くようにすること

7. 薬物使用について

「シンナー等の有機溶剤の吸入や、大麻や覚醒剤、危険ドラッグなどの薬物を保持したり使用してはいけません」

有機溶剤や薬物の使用が心身に与える影響は大きく、健康を著しく害します。学校の内外を問わず、有機溶剤や危険ドラッグ、薬物の使用や保持の事実が明らかになった場合には、退学を含む特別指導を行います。

8. SNSの適正な利用について

昨今、インターネットを介した問題行動やトラブルに巻き込まれる事案が多く発生しています。とくにSNSを通じたトラブルが非常に多く、一人一人に適正な利用が求められています。東京都で定めたSNS利用におけるルールに基づき、本校でも「SNS学校ルール」（次ページ参照）を定めています。これらのルールをよく理解し、誰もが安全で快適にインターネットの利用をするために十分注意して下さい。また、家庭においても保護者の方と利用方法について話し合い、家庭ルールを決めてインターネットやSNSを利用するようにしましょう。

9. その他、次のような点も十分注意すること

- ・登校後は無断で外出をしてはいけません（必要などときには担任等に申し出て許可を受け、必ず外履きに履き替えること。）
 - ・定時制で使用していない教室への出入りは厳禁。
 - ・校舎・校具を大切にし、壊したり、いたずらをしたりしないこと。
- ※故意、または不注意等により施設・器物を壊したり、使用不可能にした場合、修繕費用を弁償してもらうことがあります。